

令和4年度版

# とよはしの環境

豊橋市環境部

# 目 次

1	清掃事業の沿革	3
2	ごみ収集	4
3	し尿収集	5
4	ごみ減量施策	6
5	産業廃棄物の取り組み	8
6	環境センター	10
7	資源化センター・資源リサイクルセンター・プラスチックリサイクルセンター・ こわすごみ選別施設	11
8	廃棄物最終処分場	12
9	廃棄物処理手数料	13
10	環境対策	14
11	地球温暖化対策	17
12	ごみの収集及び処理実績	21
13	環境行政のあゆみ	23

## 1 清掃事業の沿革 (<https://www.city.toyohashi.lg.jp/53919.htm>)

豊橋市街地の周辺は、畑作農業地帯を形成している。特に戦後大規模に開かれた開拓地では、土壌改良のために大量の有機物の施肥が必要であり、昭和 20 年代においては、本市で排出される厨芥とし尿のほとんどが農地還元され更に他都市から厨芥を導入する状況であった。昭和 30 年代に入っても農地還元は続けられたが、その量は次第に減少し、ごみ排出量の増加により、市の清掃事業による処理に移行した。昭和 39 年に完成したコンポスト施設の稼働によって厨芥の農地還元が復活したが、家庭ごみの約 50%を処理するにとどまり、年々その処理率は低下してきた。昭和 44 年には焼却処理も開始したが、依然その中間処理率は 50%程度で、事業系廃棄物を含めた埋立処分が主流であった。

すでに当時において、適正処理の困難なごみ、取扱いの複雑なごみなどの増加、処理過程における環境対策の要請、収集時における交通渋滞など、諸問題が提起され、一方、清掃行政に対する市民ニーズが益々高まる中で、これらの対応について、長期的展望に立ち、新しい発想のもとに廃棄物処理体制を整えることとした。これが、「豊橋市都市農村環境結合計画」であり、その中核施設である「資源化センター」が昭和 55 年度から稼働した。なお、平成 14 年 4 月には、ダイオキシンの発生抑制などに優れた熱分解・高温燃焼溶融炉に更新した。また、財政負担の軽減と環境負荷の低減を図るため、平成 26 年 3 月に豊橋田原ごみ処理広域化計画を策定し、広域処理施設の整備を推進している。

この間、昭和 63 年度からは適正処理に困難なごみに対処するため、品目を指定し、排出指導を行っている。また平成 10 年度からはペットボトルの分別収集、透明ごみ袋を推進する事業を開始した。平成 11 年 7 月からは容器包装リサイクル法の施行に対応するため、新たにプラスチックごみの収集を開始し、平成 17 年度にはプラスチックリサイクルセンターが稼働した。平成 13 年度からは、家電リサイクル法の施行にあわせ、大きなごみの戸別有料収集を開始した。平成 25 年度からは小型家電リサイクル法の施行に伴い小型家電の拠点回収を開始した。平成 28 年度からは「もやすごみ」と「こわすごみ」を対象に指定ごみ袋制度を開始した。平成 29 年 4 月から、生ごみ分別収集を開始するなど、ごみ分別制度の変更を行った。

清掃行政の重要課題であるごみ減量に関する施策としては、平成 2 年度から地域資源回収団体奨励金制度を導入し、資源リサイクルセンターを稼働した。更に資源の再利用を通じたごみ減量を推進するため、平成 3 年度から資源ごみ高度分別推進事業に取り組んでいる。平成 21 年度からは、再生した家具の展示販売や、食用油の試験回収を開始した。平成 24 年度からは剪定枝チップ化処理し、リサイクルしている。

また、平成 11 年 4 月 1 日からの中核市移行による産業廃棄物に関わる事務の移譲に伴い、廃棄物全体を視野に入れた総合的廃棄物行政への取り組みに努めており、令和 2 年度には「豊橋市廃棄物総合計画」の計画期間満了を受け、「第 2 次豊橋市廃棄物総合計画」を策定し、市民・事業者・行政との連携による持続可能な循環型社会の実現をめざし、様々な環境施策に取り組んでいる。

(収集計画)

年 度	対象面積	人 口	世 帯 数
令和 4	261.91 km <sup>2</sup>	373,000 人	163,000 世帯

(ゼロカーボンシティ推進課)

## 2 ごみ収集 (<https://www.city.toyohashi.lg.jp/34059.htm>)

### (1) 収 集

ごみ収集については、昭和 55 年度から全市 5 分別収集を実施し、平成 11 年 7 月からプラスチックごみを加えた 6 分別収集、平成 13 年 4 月から大きなごみ戸別有料収集、平成 14 年 7 月から家庭ごみをごみステーションなどへ自ら持ち出すことが困難な世帯を対象に玄関先で収集する「ふれあい収集」、平成 15 年 7 月から「もやせないごみ」を「こわすごみ」と「うめるごみ」に細分化した 7 分別収集、平成 29 年 4 月からは「生ごみ」を加えた 11 分別収集（7 分別 10 種類から呼称変更を含む）を順次開始した。

また、収集運搬業務委託については、平成 25 年 4 月から西部地区の 10 校区、平成 30 年 4 月からは市内 15 校区において実施している。

種 別		収集回数等	収集方法	収集主体
も や す ご み		週 2 回	ステーション	直営・委託
生 ご み		週 2 回	ステーション	直営・委託
こわすごみ	小 型 家 電 類	4 週 毎	ステーション	直営・委託
		随 時	拠点回収	直営・委託
	その他日用品類	4 週 毎	ステーション	直営・委託
う め る ご み		8 週 毎	ステーション	直営・委託
大 き な ご み		随 時	戸 別 収 集	直 営
危険ごみ	蛍光管、有水銀類	4 週 毎	ステーション	直営・委託
	ガスライター・スプレー缶・針類・刃物類	4 週 毎	ステーション	直営・委託
び ん ・ カ ン		週 1 回	ステーション	直営・委託
プ ラ マ ー ク ご み		週 1 回	ステーション	直営・委託
ペ ッ ト ボ ト ル		週 1 回	ステーション	直営・委託
古 紙		随 時	拠点回収	直営・委託
布 類		8 週 毎	ステーション	直営・委託
		随 時	拠点回収	直営・委託

## (2) 処 理

- ① 焼却処理施設 (<https://www.city.toyohashi.lg.jp/7717.htm>)  
熱分解・高温燃焼溶融炉 2 基で 1 日最大 400t、ストーカ炉 1 基で 1 日最大 150t を焼却処理できる。
- ② 再利用施設 (<https://www.city.toyohashi.lg.jp/7720.htm>)  
大きなごみ等の破碎等、1 日最大 70t まで処理できる。
- ③ 剪定枝リサイクル施設 (<https://www.city.toyohashi.lg.jp/2839.htm>)  
剪定枝を 1 日最大 10t までチップ化処理できる。
- ④ 資源リサイクルセンター  
びん・カン等の有価物を選別・圧縮ブロック化及び、ペットボトルの減容化を行い、市場に還元している。
- ⑤ プラスチックリサイクルセンター (<https://www.city.toyohashi.lg.jp/5165.htm>)  
プラマークごみを 1 日最大 29t まで破袋・選別・梱包処理できる。
- ⑥ 埋立処分 (<https://www.city.toyohashi.lg.jp/8822.htm>)  
高塚町地内に約 20ha の用地を確保し、埋立処分を行っている。
- ⑦ 浸出水処理  
埋立処分場からの浸出水を集水管、ポンプ、圧送管などで処理施設に送り生物処理・高度処理を行い、環境保全を図っている。1 日に 600 m<sup>3</sup> まで処理できる。

## (3) 収集予定量 (令和 4 年度)

(単位:t)

もやすごみ	生ごみ	こわすごみ	うめるごみ	大きなごみ	危険ごみ	資 源	計
46,500	13,900	4,370	1,000	300	210	9,350	75,630

## (4) 処理予定量 (令和 4 年度)

(単位:t)

焼 却	再 利 用	埋 立
112,110	19,196	12,506

(収集業務課/資源化センター/埋立処理課)

## 3 し尿収集 (<https://www.city.toyohashi.lg.jp/5420.htm>)

### (1) 概 況

し尿及び浄化槽汚泥は収集運搬許可業者（一般廃棄物処理業者）9 社が収集運搬し、本市処理施設で処理している。（平成 26 年度末で直営による収集を廃止した。）

(2) 収集予定量（令和4年度）

○ し 尿

汲み取り対象戸数	収集予定量
871戸	1,300 kℓ

○ 浄化槽

収集予定量
50,300 kℓ

(廃棄物対策課)

4 ごみ減量施策

持続可能な循環型社会の実現を目指す第2次豊橋市廃棄物総合計画（令和3年3月策定）において、令和12年度の市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量を400g、リサイクル率を30%とする目標を定め、ごみの減量とリサイクルの推進に資する環境施策に取り組んでいる。

(1) 地域資源回収団体奨励事業 (<https://www.city.toyohashi.lg.jp/8387.htm>)

資源回収の活発化及び効率的な再資源化を推進するため、資源ごみのうち、「紙、布、アルミ缶又はスチール缶」を回収した団体に対し奨励金を交付する。

① 交付対象団体

- |              |                    |
|--------------|--------------------|
| 1) 校区自治会     | 7) 保育園保護者連絡会       |
| 2) 町自治会      | 8) 認定こども園保護者連絡会    |
| 3) 子ども会      | 9) 小学校PTA          |
| 4) 女性会       | 10) 中学校PTA         |
| 5) 老人クラブ     | 11) その他市長が認めた福祉団体等 |
| 6) 幼稚園保護者連絡会 |                    |

② 交付要件

登録団体が紙、布、アルミ缶又はスチール缶について資源回収活動を実施し、登録業者によって回収された場合

③ 交付額（令和3年度）

回収重量1kgにつき	新聞・チラシ、ダンボール、雑誌・雑がみ 牛乳パック等、布	5円
	アルミ缶、スチール缶	10円

年 度	登録団体数	実施団体数	回収状況
平成 29	573	311	7,215 t
30	582	321	6,984
令和 1	583	327	6,759
2	580	307	4,683
3	580	303	4,256

(2) 資源リサイクルセンターの稼働

資源ごみの地域リサイクルシステムを確立するための資源選別施設であり、主に「びん・カン、ペットボトル」の選別を行い、付加価値を高めたうえ市場に還元する。

年 度	搬 入 量	有 価 物 量	有 価 物 率
平成 28	5,632 t	4,820 t	85.6 %
29	4,354	3,405	78.2
30	3,942	3,194	81.0
令和 1	3,950	3,149	79.7
2	3,913	3,163	80.8
3	3,833	2,990	78.0

※有価物量には、逆有償の物も含む。

(3) ごみ減量リサイクル推進店 (<https://www.city.toyohashi.lg.jp/6172.htm>)

簡易包装・詰め替え商品の販売、資源物の回収、販売品の修理サービスなど環境にやさしい店舗を認定し、ごみ減量やりサイクルを進める。

(4) 事業系一般廃棄物減量化事業 (<https://www.city.toyohashi.lg.jp/6174.htm>)

事業系一般廃棄物の再利用及び減量化を推進するため、再利用及び減量に関する計画の作成と実施の指導を行い、環境保全と資源の有効利用を図る。

(5) リサイクルステーション事業 (<https://www.city.toyohashi.lg.jp/6175.htm>)

地域資源回収を補完するために、イオン豊橋南店、あずまだに回収拠点を設置して、古紙・布類・食用油・小型家電の資源化を進める。

(6) 530運動環境協議会 (<https://www.530toyohashi.jp/>)

ごみの発生抑制、環境美化、省資源省エネルギーなどの推進を目的に、市民・事業者との連携によりモラルを高めごみのない美しいまちをつくる。

(ゼロカーボンシティ推進課/資源化センター)

5 産業廃棄物の取り組み (<https://www.city.toyohashi.lg.jp/2811.htm>)

平成 11 年 4 月 1 日の中核市移行から産業廃棄物処理業の許可、廃棄物処理施設の設置許可、処理業者及び排出事業者に対する適正処理指導等の事務を行っている。

令和 2 年度に、今後 10 年間の本市の産業廃棄物の適正処理を推進するための基本的事項を定めた「第 2 次豊橋市廃棄物総合計画（産業廃棄物処理基本計画）」を策定した。

本市では、「Ⅰ 産業廃棄物の発生・排出抑制」、「Ⅱ リサイクルの推進」、「Ⅲ 適正処理の推進」の 3 つの基本方針に基づき、排出事業者・処理事業者・市民・行政のそれぞれが役割を果たし、相互に連携して産業廃棄物の発生・排出抑制及びリサイクルの推進並びに適正処理に努めていく。

(1) 産業廃棄物処理業者数

(3 月 31 日現在)

年度	許可業者数	産業廃棄物		特別管理産業廃棄物		合計
		収集運搬業	処分業	収集運搬業	処分業	
平成	29	51	64	9	5	129
	30	48	64	8	5	125
令和	1	47	62	8	5	122
	2	41	61	6	5	113
	3	40	60	6	5	111

(2) 産業廃棄物処理業者及び処理施設の申請状況

年 度	産業廃棄物		特別管理産業廃棄物		産業廃棄物 処理施設	合 計
	収集運搬業 許可申請	処分業 許可申請	収集運搬業 許可申請	処分業 許可申請	施設許可 申 請	
平成	5	6	2	1	2	16
29	(0)	(1)	(0)	(0)	(2)	(3)
	14	13	3	2	0	32
30	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
令和	10	10	1	0	3	24
1	(0)	(0)	(0)	(0)	(3)	(3)
	6	20	0	0	3	29
2	(0)	(1)	(0)	(0)	(3)	(3)
	6	11	1	2	2	22
3	(0)	(1)	(0)	(1)	(1)	(3)

※ ( ) 内は、新規申請件数を内数で示す。



## (3) 指導等の状況

年 度	業の 取消	業の一 時停止	施設の許 可取消	施設の一 時停止	改善 命令	報告の 徴収	改善 勧告	指導票	合計
平成29	0	0	0	0	0	0	4	29	33
30	0	0	0	0	0	0	1	30	31
令和1	0	0	0	1	1	1	1	14	18
2	0	0	1	0	0	0	2	9	12
3	0	0	0	0	0	0	4	20	24

## (4) 自動車リサイクル法関連事業者数

(3月31日現在)

年度	登録・許可業者数 引取業	フロン類 回収業	解体業	破碎業	合 計
平成29	140	49	22	10	221
30	139	50	22	10	221
令和1	123	42	20	10	195
2	120	39	17	10	186
3	115	38	16	10	179

(廃棄物対策課)

6 環境センター (<https://www.city.toyohashi.lg.jp/7393.htm>)

(1) 東部環境センター

① 収集基地

所在地 豊橋市飯村町字高山 11 の 19  
敷地面積 11,746.48 m<sup>2</sup>  
建物延床面積 3,655.63 m<sup>2</sup>

② 東部中継施設 (令和 4 年 3 月 31 日廃止)

建物延床面積 1,889.23 m<sup>2</sup>  
処理能力 150t/ 日

③ 汚水処理施設

建物延床面積 566.71 m<sup>2</sup>  
処理能力 35 m<sup>3</sup>/ 日

(2) 南部環境センター

① 収集基地

所在地 豊橋市東七根町字宝地道 24  
敷地面積 5,412.00 m<sup>2</sup>  
建物延床面積 1,489.92 m<sup>2</sup>

(3) 西部環境センター (民間業者に委託) (<https://www.city.toyohashi.lg.jp/5280.htm>)

① 収集基地

所在地 豊橋市神野新田町京ノ割 46 の 1  
敷地面積 10,060.72 m<sup>2</sup>  
建物延床面積 914.69 m<sup>2</sup>

○ 環境センター保有車両

(令和 4 年 3 月 31 日現在)

区 分	東 部	南 部	西 部 (業者保有)	計	
ごみ収集車	2t 車	4	2	4	10
	3.5t 車	9	7	5	21
	4t 車	13	9	14	36
ダンプ	2t 車	2	2	2	6
	4t 車	2	0	0	2
中継輸送車	4	0	0	4	
コンテナキャリア車	2	0	0	2	
普通貨物車	4	0	0	4	
小型貨物車	1	0	0	1	
バキュームカー	1	0	0	1	
軽四輪車	トラック	1	0	0	1
	ワゴン	2	1	1	4
普通車	ライトバン	3	1	1	5
	ミニバン	1	0	0	1
フォークリフト	1	0	0	1	
ショベルローダ	2	1	0	3	

(収集業務課)

## 7 資源化センター・資源リサイクルセンター・プラスチックリサイクルセンター・ こわすごみ選別施設

資源化センターは、熱分解・高温燃焼溶融炉方式のごみ処理施設で大気汚染物質の排出が少なく、ごみに混入した鉄やアルミなど金属類の回収、焼却に伴う余熱の回収に優れているといった特徴がある。回収した余熱は、施設の熱源や発電等で有効利用しているほか、熱源として蒸気を周辺温室団地へ供給している。また、発生したスラグは建設資材等に有効活用している。

平成 19 年 10 月より、温水プール・温浴施設・トレーニングルーム等で構成する健康・交流施設「りすば豊橋」を開設し、同施設の熱源として蒸気を供給している。また、平成 24 年 4 月から剪定枝リサイクル施設が稼働し、製品を畑の土壌改良材、堆肥の水分調整材及び公園などのマルチング材として供給を開始し、平成 25 年 4 月から有料にて販売を開始した。

資源リサイクルセンターでは、収集したびん、カン、ペットボトルを資源化するため、選別、圧縮等の処理を行っている。

プラスチックリサイクルセンターでは、容器包装リサイクル対象物の破袋・選別・梱包を行い国の指定再商品化事業者へ引き渡ししている。

平成 23 年 10 月より西部中継施設の一部を改修し、こわすごみの中から資源・可燃残渣・埋立残渣に分別を行い資源化及び適正処理を行っている。また、平成 25 年 10 月からは小型家電リサイクル法の施行に伴い、小型家電について分別し、資源化を行っている。

### (1) 資源化センター (<https://www.city.toyohashi.lg.jp/2834.htm>)

所在地	豊橋市豊栄町字西 530
敷地面積	45,145.30 m <sup>2</sup>
建物延床面積	36,278.49 m <sup>2</sup>
主な施設	
焼却施設	550t/日(200t/日×2基、150t/日×1基)
再利用施設	70t/日(5h)
剪定枝リサイクル施設	10t/日(5h)

### (2) 資源リサイクルセンター

所在地	豊橋市東七根字宝地道 31～33
敷地面積	4,856.38 m <sup>2</sup>
建物延床面積	1,505.03 m <sup>2</sup>
主な施設	
びん缶処理施設	45t/日(6h)
ペットボトル処理施設	4.2t/日(6h)

### (3) プラスチックリサイクルセンター (<https://www.city.toyohashi.lg.jp/5165.htm>)

所在地	豊橋市東七根町字宝地道 40 の 1
敷地面積	5,101.39 m <sup>2</sup>
建物延床面積	3,191.87 m <sup>2</sup>
処理能力	29t/日

(4) こわすごみ選別施設

所在地 豊橋市神野新田町字京ノ割 46 の 1 (西部中継施設内)  
 建物延床面積 425 m<sup>2</sup>

○ 資源化センター・資源リサイクルセンター・

プラスチックリサイクルセンター保有車両 (令和 4 年 3 月 31 日現在)

区 分	台数
軽 四 輪 車 (ワゴン)	1
軽 四 輪 車 (トラック)	1
小 型 貨 物 車	1
ダンプカー (10 t)	2
ダンプカー (4 t)	3
コンテナ車 (10 t)	1
コンテナ車 (4 t)	1
ショベルローダー	8
ホイールローダー	2
フォークリフト	3
パワーショベル	2
アイアンクロー	1

(資源化センター)

8 廃棄物最終処理場

(1)埋立処理場 (<https://www.city.toyohashi.lg.jp/8822.htm>)

設置場所 豊橋市高塚町字東大縄手 441 ほか

埋立用地面積 202,072.69 m<sup>2</sup>

建物延床面積 事務所 359.99 m<sup>2</sup>

倉庫等 245.79 m<sup>2</sup>

(2)伊古部浸出水処理施設

設置場所 豊橋市伊古部町字落合 70

敷地面積 2,804 m<sup>2</sup>

建物延床面積 257.09 m<sup>2</sup>

(3)高塚浸出水処理施設

設置場所 豊橋市高塚町字三ッ合 78

敷地面積 6,001 m<sup>2</sup>

建物延床面積 462.30 m<sup>2</sup>

○ 廃棄物最終処分場保有車両

(令和 4 年 3 月 31 日現在)

区 分	台数
パワーショベル	4
ブルドーザー	1
ダンプカー (10 t)	2
軽四輪車 (トラック)	1
散水車 (8 t)	1
普通車 (ワゴン)	1
普通車 (ダンプ)	1
軽四輪車 (ワゴン)	2

(埋立処理課)

## 9 廃棄物処理手数料

### (1) 一般廃棄物

種 類	料 金 区 分		算 定 基 礎	金 額	備 考
ごみ等	廃棄物 処 理 施 設 投 入 料 金	豊橋市資源化 センターに投 入する場合	10kg ごとに	円 150	1. 家庭廃棄 物等は、無 料とする。 2. 10kg 未満 は、10kg と みなす。
		バイオマスと して利活用す る施設に投入 する場合		50	
	最終処分場投入料金			200	
	大きなごみ収集手数料			1 品目ごとに	
し尿、 浄水槽 汚泥	廃棄物処理施設投入料金		900ℓ ごとに	50	900ℓ 未満は、 900ℓ とみな す。
犬、猫等 の死体			市が収集運搬 し、処分するも の 1 匹につき	620	

### (2) 産業廃棄物

種 類	料 金 区 分	算 定 基 礎	金 額	備 考
ごみ等	廃棄物処理施 設投入料金	10kg ごとに	円 240	10 kg未満は、10 kgとみ なす。
	最終処分場 投入料金		200	

#### 備 考

一般廃棄物と産業廃棄物の区別が困難なものについては、産業廃棄物とみなす。

(ゼロカーボンシティ推進課/廃棄物対策課)

- ・事業系ごみ（事業系一般廃棄物・産業廃棄物）の本市処理施設への投入許可  
(<https://www.city.toyohashi.lg.jp/50121.htm>)
- ・大きなごみ収集手数料 (<https://www.city.toyohashi.lg.jp/7394.htm>)
- ・犬猫の死体の受入 (<https://www.city.toyohashi.lg.jp/7396.htm>)

10 環境対策 (<https://www.city.toyohashi.lg.jp/54185.htm>)

市民の生活環境の保全を図るため、工場・事業場への立入調査及び指導の徹底など発生源対策を進めるとともに、アイドリングストップ運動等各種啓発に取り組んできた。

また、大気汚染テレメータシステムにより広域的な大気環境の監視のため大気汚染常時監視測定局データをリアルタイムで集中管理するとともに、自動車排出ガスについても監視体制の強化を図ってきた。

(1) 環境測定機器の整備状況(主なもの) (令和4年3月31日現在)

測定機器名	台数	測定機器名	台数
硫黄酸化物・粉じん自動測定記録計	3	分光光度計	1
窒素酸化物自動測定記録計	3	水銀分析計	2
窒素酸化物・粉じん自動測定記録計	2	純水製造装置	1
粉じん自動測定記録計	1	pH計	1
オキシダント自動測定記録計	5	高圧滅菌器	2
一酸化炭素自動測定記録計	1	乾熱滅菌器	1
微小粒子状物質自動測定記録計	5	塩分計	1
気象測器盤	1	ふっ素蒸留装置	1
微風向・風速計	4	騒音計	5
大気汚染常時監視テレメータシステム	1	オクターブ分析器	1
ハイボリウムエアサンプラー	3	データレコーダー	1
微小粒子状物質成分試験用エアサンプラー	1	高速度レベルレコーダー	2
ガスクロマトグラフ質量分析計	2	振動レベル計	2
有害大気(重金属用)試験前処理装置	1	騒音振動レベル処理器	2
高速液体クロマトグラフ	1	放射線測定器	2
イオンクロマトグラフ	1	臭気計	1
高周波誘導結合プラズマ質量分析装置	1		

(2) 公害苦情種類別件数

種類	典型7公害							典型7公害以外					合計
	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	日照・公害	不法放棄	糞尿の害	害虫等の発生	その他	
平成29	90	28	0	89	12	1	99	0	20	0	0	4	343
30	76	17	2	78	11	0	71	1	30	1	4	5	296
令和1	83	9	1	85	12	0	69	0	32	0	4	15	310
2	92	16	0	64	7	0	59	0	32	0	3	11	284
3	46	22	0	62	3	0	39	1	18	2	21	8	222

(3) 公害苦情発生源別件数

発生源 年度	製造業	農業	建設業	卸売・小売 飲食店	サービス業	家庭生活	道路・空地	その他	不明	計
	平成 29	39	29	55	15	37	51	6	17	54
30	30	20	40	8	16	36	3	34	79	266
令和 1	29	51	36	13	17	36	4	40	52	278
2	18	37	32	14	21	36	3	29	61	251
3	17	25	26	16	25	28	0	22	44	203

(4) 公害苦情用途地域別件数

区域	用途地域	年度				
		平成 29	30	令和 1	2	3
市	住居系地域	70	68	65	54	56
	商業系地域	26	16	16	15	13
街	準工業地域	40	32	28	23	18
	工業地帯	15	13	10	14	5
化	工業専用地域	2	2	1	0	5
調整	無指定地域	150	135	158	145	106
計		303	266	278	251	203

(環境保全課)

(5) 豊橋市浄化槽設置整備事業（令和4年度）(<https://www.city.toyohashi.lg.jp/50406.htm>)

区 分	内 容	
目 的	浄化槽設置に補助金を交付することによって、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全を図る。	
補助対象地域	次の区域を除く地域 (1) 公共下水道及び流域下水道予定処理区域 (2) 地域下水道区域 (3) その他市長が指定する区域	
補助対象浄化槽	処理対象人員 50 人以下の環境配慮型浄化槽（合併処理）	
補助対象建築物	<p>▶単独処理浄化槽及び汲み取り槽からの転換</p> ①専用住宅 ②併用住宅（延べ床面積 1/2 以上を居住の用に供する建築物） ③集合住宅 ④その他市長が認める建築物	
欠格要件	(1) 建築基準法第 6 条第 1 項又は第 6 条の 2 第 1 項に基づく確認を受けて浄化槽を設置する場合 (2) 本市に納付すべき市税を滞納している場合	
補 助 額	処理対象人員	限 度 額
		単独処理浄化槽及び汲み取り槽からの転換
	5 人槽	332,000 円
	6～7 人槽	414,000 円
	8～50 人槽	548,000 円
	浄化槽の設置に伴う単独処理浄化槽及び汲み取り槽の撤去処分費	90,000 円
	浄化槽の設置に伴う宅内配管工事費	300,000 円

(6) 令和3年度浄化槽補助（合併処理）対象実績

人 槽	5	6～7	8～10	11～20	21～30	31～50	計	撤去補助
基 数	15	19	2	0	0	0	36	27

補助金合計 18,707 千円

(廃棄物対策課)





補助の実績

項目	年度	平成 29	30	令和 1	2	3
	太陽光	件数	544	405	292	45
	金額（千円）	64,704	40,554	16,762	2,483	2,652
燃料電池	件数	136	125	170	143	115
	金額（千円）	6,800	5,000	6,800	5,720	4,600
H E M S	件数	171	159	-	-	-
	金額（千円）	3,312	3,024	-	-	-
リチウムイオン蓄電池	件数	137	161	228	177	202
	金額（千円）	6,850	6,440	11,280	10,482	12,697
ペレットストーブ	件数	2	0	4	0	1
	金額（千円）	100	0	200	0	30
太陽熱利用設備	件数	27	25	21	15	16
	金額（千円）	870	870	460	320	340
地中熱利用設備	件数	9	5	8	2	5
	金額（千円）	900	500	800	200	500
Z E H	件数	-	-	45	50	48
	金額（千円）	-	-	9,000	10,000	7,680
一体的導入	件数	-	-	54	68	77
	金額（千円）	-	-	8,640	10,880	9,240

(4) 次世代自動車購入等補助事業（令和4年度）

地球温暖化対策を推進するため、次世代自動車（電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車）、電動バイクの購入や住宅用充給電設備の設置に対して助成する。

① 電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車・電動バイク

<https://www.city.toyohashi.lg.jp/49739.htm>

区 分	内 容
目 的	電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車及び電動バイクの導入を促進し、地球温暖化対策を推進する。
対 象 者	(1) 自ら使用する目的で購入する個人で、市内に在住しており、とよはしエコファミリー世帯に属する方 (2) 事業に使用する目的で購入する中小企業等の事業者で、市内に本社、本店、支店、営業所、工業、事業場等を有している方 (3) 個人及び中小企業等の事業者に対して貸与するリース事業者で、月々のリース料金から当該補助金額相当額分以上の値下がりを反映させ「豊橋市次世代自動車等購入補助金交付要綱」に定める使用の期限以上賃貸借契約を行う方 (1)～(3)のいずれかに該当し、豊橋市税を滞納していない方
補 助 額	(1) 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車 車両本体価格の5%（電気自動車は上限6万円、プラグインハイブリッド自動車は上限3万円、燃料電池自動車は上限20万円） (2) 電動バイク 車両本体価格の25%（上限2万円） (3) 外部給電装置同時購入加算（リース事業者を除く） 電動自転車、プラグインハイブリッド自動車及び燃料電池自動車と外部給電装置の同時購入する方に2万円の加算 (4) 太陽光発電設備設置者加算（リース事業者を除く） 電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車を購入する方で太陽光発電設備を設置している方に2万円の加算

補助の実績

項目	年度	平成 29	30	令和 1	2	3
	補助	件 数	150	101	78	49
	金額（千円）	7,890	4,490	3,910	2,370	5,740

② 住宅用充給電設備 <https://www.city.toyohashi.lg.jp/49740.htm>

区 分	内 容
目 的	住宅用の充給電設備の導入を促進することで、次世代自動車の普及促進を図り、地球温暖化対策を推進する。
対 象 者	自ら居住する住宅や、その住宅のための駐車場等に補助対象設備を設置する個人で、次世代自動車を保有しており、とよはしエコファミリー世帯に属する方、豊橋市税を滞納していない方。
補助金	充給電設備設置費用の1/4（上限5万円）

補助の実績

項目	年度	平成 29	30	令和 1	2	3
	補助	件数	24	24	3	4
	金額(千円)	325	321	300	400	200

※平成 29 年度及び平成 30 年度は住宅用充電設備の実績を含む

(5) 市内事業者太陽光発電設備等導入補助事業（令和 4 年度から実施）

<https://www.city.toyohashi.lg.jp/50246.htm>

区分	内 容
目的	市内事業活動における創エネ・蓄エネ・省エネを積極的に支援し、地球温暖化対策を推進する。
対象者	市内事業所に設備を設置しようとする者又はその者と PPA 手法により、電力供給契約を締結し、PPA 事業を実施しようとする者、豊橋市税を滞納していない者。 太陽光発電設備で発電する電気が設置される事業所において 1/2 以上消費すること。
補助額	(1) 太陽光発電設備 最大出力 1kW 当たり 1 万円(上限 1 0 0 万円) 又は設置費用の 1 / 20 の低い方 (2) 蓄電池 蓄電容量 1kWh 当たり 1 万円(上限 100 万円) 又は設置費用の 1/20 の低い方

(ゼロカーボンシティ推進課)